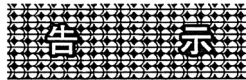


2 この規則の施行前に、この規則による改正前の銃砲刀剣類所持等取締法施行細則の規定に基づいて作成した用紙は、当分の間、使用することができる。

生活安全企画課

**長野県告示第164号**

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成12年法律第57号）第7条第1項の規定により、土砂災害の発生原因が急傾斜地の崩壊である土砂災害警戒区域を次のとおり指定します。

令和7年4月10日

長野県知事 阿部 守一

1 土砂災害警戒区域の名称

山岸2

2 指定の区域

飯山市のうち別図に示す区域（別図は省略し、長野県建設部砂防課及び長野県北信建設事務所に備え置いて縦覧に供します。）

砂防課

長野県告示第165号

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成12年法律第57号）第7条第1項の規定により、土砂災害の発生原因が急傾斜地の崩壊である土砂災害警戒区域を次のとおり指定します。

令和7年4月10日

長野県知事 阿部 守一

1 土砂災害警戒区域の名称

土口1、土口2、土口3、土口4、土口5、雨宮_ウ、生萱1、生萱2、生萱3、岡地2、一重山1、一重山2、屋代駅裏1、寂蒔北4、柏王4、今井町3、今井町4、大田原5、新田4、上山田温泉（8）、上山田温泉（9）、上山田温泉（10）、上山田（5）及び漆原

2 指定の区域

千曲市のうち別図に示す区域（別図は省略し、長野県建設部砂防課及び長野県千曲建設事務所に備え置いて縦覧に供します。）

砂防課

長野県告示第166号

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成12年法律第57号）第9条第1項の規定により、土砂災害の発生原因が急傾斜地の崩壊である土砂災害特別警戒区域を次のとおり指定します。

令和7年4月10日

長野県知事 阿部 守一

1 土砂災害特別警戒区域の名称

土口1、土口2、土口3、土口4、土口5、雨宮_ウ、生萱1、生萱2、生萱3、岡地2、一重山1、一重山2、屋代駅裏1、寂蒔北4、柏王4、今井町3、今井町4、大田原5、新田4、上山田（5）及び漆原

2 指定の区域

千曲市のうち別図に示す区域（別図は省略し、長野県建設部砂防課及び長野県千曲建設事務所に備え置いて縦覧に供します。）

3 土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律施行令（平成13年政令第84号）第4条に規定する衝撃に関する事項

別図に記載するとおり

砂防課

長野県告示第167号

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成12年法律第57号）第 9 条第 1 項の規定により、土砂災害の発生原因が急傾斜地の崩壊である土砂災害特別警戒区域を次のとおり指定します。

令和 7 年 4 月 10 日

長野県知事 阿 部 守 一

- 1 土砂災害特別警戒区域の名称
山岸 2
- 2 指定の区域
飯山市のうち別図に示す区域（別図は省略し、長野県建設部砂防課及び長野県北信建設事務所に備え置いて縦覧に供します。）
- 3 土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律施行令（平成13年政令第84号）第 4 条に規定する衝撃に関する事項
別図に記載するとおり

砂 防 課

長野県告示第168号

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成12年法律第57号）第 7 条第 1 項の規定により、土砂災害の発生原因が土石流である土砂災害警戒区域を次のとおり指定します。

令和 7 年 4 月 10 日

長野県知事 阿 部 守 一

- 1 土砂災害警戒区域の名称
土橋北沢 2
- 2 指定の区域
飯山市のうち別図に示す区域（別図は省略し、長野県建設部砂防課及び長野県北信建設事務所に備え置いて縦覧に供します。）

砂 防 課

長野県告示第169号

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成12年法律第57号）第 9 条第 8 項の規定により、土砂災害の発生原因が土石流である土砂災害特別警戒区域の一部について指定を解除します。

令和 7 年 4 月 10 日

長野県知事 阿 部 守 一

- 1 土砂災害特別警戒区域の名称
小島団地 1
- 2 指定の区域
千曲市のうち別図に示す区域（別図は省略し、長野県建設部砂防課及び長野県千曲建設事務所に備え置いて縦覧に供します。）

砂 防 課

長野県告示第170号

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成12年法律第57号）第 9 条第 1 項の規定により、土砂災害の発生原因が土石流である土砂災害特別警戒区域を次のとおり指定します。

令和 7 年 4 月 10 日

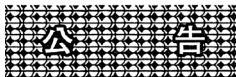
長野県知事 阿 部 守 一

- 1 土砂災害特別警戒区域の名称
土橋北沢 2
- 2 指定の区域
飯山市のうち別図に示す区域（別図は省略し、長野県建設部砂防課及び長野県北信建設事務所に備え置いて縦覧に供します。）

3 土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律施行令（平成13年政令第84号）第4条に規定する衝撃に関する事項

別図に記載するとおり

砂 防 課



公告

調理師試験を次のとおり行います。

令和7年4月10日

長野県知事 阿 部 守 一

1 試験の日時及び場所

(1) 日時

令和7年9月9日（火） 午後1時から午後3時まで

(2) 場所

保健福祉事務所（保健所）の所在市町とし、会場は、受験票により通知します。

2 試験の科目及び方法

次の科目について、筆記試験により行います。

公衆衛生学 食品学 栄養学 食品衛生学 調理理論 食文化概論

3 受験資格

学校教育法（昭和22年法律第26号）第57条、調理師法（昭和33年法律第147号）附則第3項又は調理師法施行規則（昭和33年厚生省令第46号）附則第3項に規定する者で、同規則第4条に規定する施設又は営業において2年以上調理の業務に従事したもの

4 受験手続

(1) 提出書類等

ア 調理師試験受験願書（所定の用紙を用いてください。）

イ 履歴書

ウ 調理業務従事証明書（所定の用紙を用いてください。）

エ 写真（上半身、脱帽、正面向、名刺判で出願前3月以内に撮影したもの）

なお、令和6年度に長野県が実施した調理師試験において、調理師試験受験願書に調理業務従事証明書を添付して受理された者に限り、調理業務従事証明書の提出を省略することができます。

(2) 受験手数料

受験手数料（6,400円）は、長野県収入証紙により（受験願書の所定の欄に貼って、消印しないでください。）納付してください。

(3) 受付期間

令和7年7月1日（火）から令和7年7月3日（木）まで（郵送による場合は、令和7年7月3日までの消印があるものに限り受け付けます。その際、110円切手を貼ったあて先明記の返信用の封筒を同封してください。）

(4) 受付場所

希望する受験地に所在する保健福祉事務所（保健所）（長野市を受験地として希望する場合にあっては長野市保健所、松本市を受験地として希望する場合にあっては松本市保健所においても受付が可能です。）

5 受験票の交付

受験願書を受理したときは、受験票を交付します。

6 合格者の発表

令和7年10月16日（木）に受験願書を受け付けた保健福祉事務所（保健所）、長野市保健所及び松本市保健所において合格者の受験番号を掲示するほか、受験者全員に結果を通知します。

7 その他

(1) 試験についての問い合わせは、受験願書を提出する保健福祉事務所（保健所）、長野市保健所又は松本市保健所にしてください。

(2) この試験の実施に際して収集する個人情報、この試験のために必要な範囲でのみ利用します。